平和のための国際刑事裁判所のあゆみ

講師:越智 萌 氏(立命館大学 国際関係学部・国際関係研究科 准教授)



講師のプロフィール

国際刑事司法・国際法が専門。2011年大阪大学大学院国際公共政策研究科博士前期課程修了(修士(国際公共政策))、2012年ライデン大学(オランダ)法学修士課程修了(LL.M.)、2015年大阪大学大学院法学研究科博士後期課程修了(博士(法学))、日本学術振興会特別研究員(SPD)(京都大学)、2019年京都大学白眉センター特定助教、2020年から現職。著書に「国際刑事手続法の原理―国際協働におけるプレミスの特定」(信山社、2022)、「国際刑事手続法の体系―「プレミス理論」と一事不再理原則」(信山社、2020)。

日時: 2025 年 6 月 22 日(日)午後 1 時半~3 時半

会場:広島 YMCA 本館 408 号室(広島市中区八丁堀 7-11)

入場料:500円(学生証または障害者手帳提示で無料)予約不要

ウクライナに侵攻したロシアのプーチン大統領、ガザでの虐殺を続けるイスラエルのネタニヤフ首相等への逮捕状を出したことで、国際刑事裁判所(ICC)への注目は日本でも高まりました。また、麻薬戦争で多くの人々が殺害された件でフィリピンのドゥテルテ前大統領は同国内で逮捕され、ICCの本部があるハーグに移送されました。一方、ICCを設立したローマ規程の締約国であるモンゴルはプーチン大統領が訪問したにもかかわらず彼を逮捕せず、イスラエルを擁護する米国のトランプ大統領は ICC の職員などへの制裁を可能にする大統領令に署名するなど、ICCへの逆風が続いています。

このように ICC をめぐっては様々な報道がありますが、ICC がどのようにして生まれ、どのような経緯をたどってきたかについてはまだまだ知られていないかもしれません。この機会に一緒に学んでみませんか?

戦争犯罪や人道に対する犯罪が裁かれず責任者たちが免責されつづける限り、世界に平和は訪れないでしょう。 御来場をお待ちしています。

主催:公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本 ひろしまグループ

後援:広島市

問い合わせ先:090-3177-7336(野間)

AMNESTYINTERNATIONAL



アムネスティ・インターナショナルは 1961 年に発足した国際人権 NGO (非政府組織) です。1948 年に国連で採択された世界人権宣言にあるすべての条文が実現される世界を目指して活動してきました。1977 年にはノーベル平和賞を受賞し、現在、全世界の 200 カ国で 1000 万人以上が活動に参加しています。